

特別児童扶養手当・障害児福祉手当の現況届等の提出について

特別児童扶養手当・障害児福祉手当を受給している方は、毎年1回、居住の状況や前年の所得等に関する現況届を提出することが必要です。

提出された内容を審査し、支給要件に該当する場合は、引き続き当該手当を受けていただきます（届け出が無い場合は、8月分以降の手当が受けられなくなる場合があります）。

1. 提出期間 令和8年8月12日（水）～ 9月11日（金）
2. 対象者 現在、特別児童扶養手当・障害児福祉手当を受けている方
（所得制限超過により支給停止となっている方を含む）
3. 用紙の配布 現況届の用紙は、市から対象者に郵送します。
4. 提出先 舞鶴市役所子育て応援課

《参考》

①特別児童扶養手当とは

身体や精神に中程度以上の障害のある20歳未満の児童をご家庭で養育・監護されている方に支給される手当

②障害児福祉手当とは

重度の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の方（在宅に限る）に支給される手当

